

## 令和 5 年 第 5 回白石町農業委員会議事録（閲覧用）

1. 開催日時 令和 5 年 5 月 9 日（火） 午前 9 時 05 分～ 10 時 47 分

2. 開催場所 白石町役場 3階大会議室

3. 出席委員（34 人）

1 番 木下善明 委員	2 番 溝口俊弘 委員	4 番 藤井啓二 委員
5 番 森口弘実 委員	6 番 大串 勝 委員	7 番 川崎勝巳 委員
8 番 渕上 誠 委員	9 番 久原 勤 委員	10 番 川崎哲朗 委員
11 番 池上勝文 委員	12 番 川崎正明 委員	13 番 橋本重吉 委員
14 番 香月幸雄 委員	15 番 山下正行 委員	16 番 江口和広 委員
17 番 土井哲夫 委員	18 番 津田 保 委員	19 番 森 邦之 委員
20 番 有田勝也 委員	22 番 中村康則 委員	23 番 香月伸幸 委員
24 番 溝上博信 委員	26 番 川崎照子 委員	27 番 田口千津子委員
28 番 片渕秋正 委員	29 番 香月藤芳 委員	30 番 香月一夫 委員
31 番 松尾利助 委員	32 番 光武直広 委員	33 番 筒井政信 委員
34 番 外尾美津子委員	35 番 一ノ瀬美佐子委員	36 番 津田裕之 委員
37 番 片渕久司 委員		

4. 欠席委員（3 人）

3 番 外尾正則 委員      21 番 川崎敏樹 委員      25 番 岩石 学 委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2

- 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 2 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 3 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 4 令和 5 年白石町農用地利用集積計画（5 号）の承認決定について
- 5 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- 1 合意解約の報告

業務連絡事項

- 1 令和 5 年第 6 回農業委員会総会の日時及び場所  
日時・場所…令和 5 年 6 月 5 日（月）9 時 00 分 白石町役場 3 階大会議室
- 2 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長                      久原正好

課長補佐兼農地農政係長	石田善人
農地農政係長	岩永 崇
農地農政係	香月麻里

7. その他出席職員  
なし

農業委員会総会開会前 9:00～

1 白石地区いちごトレーニングファーム第5期生の紹介

事務局長 皆様おはようございます。総会を始めます前に、白石地区いちごトレーニングファームの第5期入校生の紹介を農業振興課から紹介させていただきます。

農業振興課長 (挨拶・紹介)

講師・入校生 (挨拶)

農業振興課長・講師・入校生 (退場)

## 8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和 5 年 5 月第 5 回白石町農業委員会総会を開会いたします。

なお、総会終了後、農業委員会だより編集委員会を開催いたしますので、編集委員となられている農業委員の方々につきましては、ご多忙のところですが、引き続きご出席いただきますようお願いいたします。

それでは、片渕会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、3 番 外尾正則委員、21 番 川崎敏樹委員、25 番 岩石学委員から欠席の届け出がっております。

ただ今の出席委員は 37 名中 34 名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則より会長が務めます。

それでは、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、32 番 光武直弘委員、33 番 筒井政信委員を指名いたします。これより議事に入ります。

---

### = 議案番号第 77 号 =

議長 1. 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 77 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 1 ページ、議案番号第 77 号です。

権利の種類は所有権移転、売買でございます。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人・譲受人の要望で、総額〇〇円、10 a 当たりの対価は〇〇円です。

譲受人は、ご覧のとおりでありまして、外国の方なのですが、日本語に精通されており、事務局として、譲受人から今後の計画等内容等確認をしっかりとっており、その結果、妥当と判断しているところです。

議案の位置図は、1 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として4月25日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、大町に住む譲受人が、譲渡人の空き家を購入して移住し、宅地周りの農地で営農するための申請です。

譲受人は今回の農地購入で営農を開始され、野菜類の作付けを計画されています。

譲受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されています。また、東六府方区に住む譲受人の妻の父や、近くに住む譲受人の妻の叔父から協力を受ける計画となっており、所有権移転については問題ないと判断します。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○です。○○さんは、お国はどちらですか。

○番 ニュージーランドです。

○番 日本は、外国人でも土地は買っていいようになっていますが、全世界で、自由に外国人が来て、日本の土地が買えるのは、日本くらいのもので。

この方はすばらしいと思いますが、私個人的にはまず、国籍を取ってください、そうでなければ買えませんくらいにしてほしいですね。

事務局長 ご意見ありがとうございます。

事務局 先ほど、○○委員が、土地を取得できるのは日本だけとお話いただきましたけれども、まず、農地法の中に、日本国籍を有することが、農地取得の要件とはなっておりません。ということで、農地は取得要件がありますけれども、入管法とかの中で、要件がありまして、まず、在留資格の種類に応じて、取得することができるとなっております。在留外国人のうち、農業ができる方というのは、永住者とか、日本人の配偶者等とかの在留資格を持つ者に限られているとなっておりますけれども、今回の譲受人の方につきましてはの在留カードは、先ほど申しあげました日本人の配偶者等ということで、在留されておりますので、農地の取得は可能ということになります。以上です。

議長 ほかにないですか。

○番 ○番、○○です。5反要件が外れてからの、初めての案件だと思うのですが、今から、こういうふうに出てくるかなと思って関心を持って見ておりました。

先ほどもおっしゃったように、外国人の方ということであれば、亡くなった時の相続権とか、いろいろなところで、どうなるかという問題が出てくるかなと思いますので、日本人の奥さんで、子供さんも日本国籍かなと思いますので、それに関しては、いいかなと思うのですが、いろんな要件が今から出てくると思いますので、今後、5反要件が取れた分については、特に、農機具やどういう野菜を作られるのか、営農がどうなのかというところを慎重に検討しながら、行っていただきたいなと思っております。

また、こういうふう在宅地に付随した農地には、こういうふうを取得して頂くのが一番いいことかとは思いますが、絶対、ここが遊休農地化するというところの懸念がありますので、そういう点では、5反要件が外れたことは、本当にありがたいことかなと思っておりますので、慎重な審議だけは行っていただきたいと思っております。以上です。

事務局 先ほど言われたとおり、5反要件がなくなったということで、事務局としても、営農計画書のほうを厳しく審査しており、また今後も行っていくこととしています。ありがとうございます。

事務局長 今回も、何度でも本人に、事務局に足を運んでいただいています。日本語も、結構上手におしゃべりをされてですね、内容についても、十分、確認をしているところですよ。

今後、5反要件が撤廃されたことによる部分についても、引き続き、内容確認を十分に行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長 地元委員の〇番の〇〇委員は、ちよくちよく、ここを監視に行ってください。

〇番 私も面会して、私より日本語上手です。そういうことで、私も話をしていたら、英語もこちらで子供さんに教えたらと話せるような、和気あいあいとした方だったので、また、親戚関係も元の区長さんとかいろいろおられますので、私も安心して話をしていたところですよ。

先ほどありましたとおり、制約等はあるかと思いますが、よろしく願いしたいと思っております。

議長 ほかにないでしょうか。

〇番 〇番の〇〇ですが、〇〇さんですかね、今の職業というか、生計は何で立てていらっしゃるのでしょうか。

それと農業経験とかは、あるのかないのかを知りたいです。

事務局 まず、農業経験のほうは、先ほどもあったように初めてです。ただ、〇〇委員もおっしゃったように、奥さんの実家が福富のほうです。その親戚の方も近くにいらっ

しゃると、その方々の手ほどきを取りながら、農産物を生産して出荷まで考えておられると、今後の計画は聞いています。

事務局 職業はとのご質問ですが、営農計画を出していただいている中で、職種は個人投資家ということです。

○番 そういう事で、農業に携わっていらっしゃらなかったということと、先ほど個人投資家ということで、将来の農地の維持という点で心配ありませんか。

事務局長 まったく心配がないとは断言できません。ただ、提出書類の状況とか、今後の計画、本人の言動と言いますか、思いとかを聞いていますと、妥当かなというようなことを思っております。

書類に関しましても、妥当な書類を提出していただいていますので、ここに、上程した次第です。

○番 はい、わかりました。

○番 支援を受けられるという親戚とか実家は農家ですか。

事務局長 はい。農業をされております。

議長 よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 77 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 77 号は申請どおり当委員会において許可することに決定いたします。

＝議案番号第 78 号＝

議長 続きまして、議案番号第 78 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 78 号です。  
権利の種類は所有権移転、売買でございます。  
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人・譲受人の要望で、総額〇〇円、10a 当たりの対価は〇〇円です。

議案の位置図は、2 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として4月26日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、譲渡人が所有していた家を購入されて住まわれている譲受人が、宅地に隣接する農地を購入するための申請です。

譲受人は、今回の農地購入で営農を開始され、野菜類の作付けを計画されています。

譲受人は、今後は周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第78号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第78号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第79号 =

議長 続きまして、議案番号第79号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第79号です。

権利の種類は所有権移転、贈与でございます。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人・譲受人の要望です。

議案の位置図は、3 ページをご覧ください。



以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
○番、○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として4月27日に事務局と譲受人と現地確認を行いました。

今回の申請は、農地パトロールの対象としていた耕作放棄地を50aが撤廃されたということで、その農地を所有する譲渡人から、須古地区に事務所を構えて自営業を営まれている譲受人に対し、贈与される申請です。

譲受人は今回の農地贈与で営農を開始され、きゅうりの作付け計画をされています。

譲受人は、3年間きゅうり農家での研修をなされ、また、研修先のきゅうり農家の協力を受けながら耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。

ただし、○○委員から先ほど意見があったように、50aが撤廃されたということで、今度はこういった事案がいつばい出てくるのではないかなと私も危惧をしています。

ここが耕作放棄地で長年放棄をされて、私から見れば、即、農地としては使えるような状態ではありません。ただし、○○さんという譲受をされる方が、管理は必ず私がしますと約束します。今まで、放置をされていたものですから、いきなり、作物を作付けして、水稻でもなんでも作れる状態ではありません。これは、こういう農地ですよと説明をしましたところ、それは、もちろん、わかっております。管理は、責任を持ってしますということで、何年かをかけて対応をしていくとおっしゃっていましたので、そういったことを受けまして、それでは、わかりましたとお返事をいたしましたところでございます。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○です。○○さんが言われたように、一番初めの議案番号77号と79号ですね。77号は、要するに、5反要件がなくなってこういうふうな案件があって、こっちは逆に5反要件のいい例です。

○○さんが言われたように、我々、農業委員が、この人、農業する気があるのだろうか、そういったことが重要責任というか、何かあった時には、農業委員は何していたのですかとしか言われないので、○○さんが言われたように、ここらへんは、頑張っていかなければと思いますので、私も頑張っていきますので、皆さんもよろしくお願いたします。

事務局長 ありがとうございます。議案番号第 77 号から第 78・79 号は、すべて 5 反要件を撤廃された後の案件というところでございます。皆様方もお考えのとおり、こういった案件については、経過等の観察も必要ではないかと思っております。

この議案を提出する部分においては、申請される方の意識、考え方等も十分考慮しながら、あと申請書類が適正であるかというところを審査しながら、十分、慎重に判断をして上程をしたいと思っております。

また、こういった農地の経過等についても、農業委員皆様の日常の見回り等のなかでも、確認をしていただけたらというところで考えておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

議長 ほかにないでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 79 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 79 号は申請どおり当委員会において許可することに決定いたします。

＝議案番号第 80 号＝

議長 続きまして、議案番号第 80 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 2 ページ、議案番号第 80 号です。

権利の種類は使用貸借権設定でございます。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の設定です。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 80 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 80 号は申請どおり当委員会において許可することに決定いたします。

---

＝議案番号第 81 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 81 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 3 ページ、議案番号第 81 号。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分については、農用地区域内農地。

農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、4 ページから 5 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 4 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。

今回は、不足しているラップロール置場を目的とする申請でございます。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。

これにつきまして、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 81 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 81 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 82 号＝

議長 続きまして、議案番号第 82 号です。

この案件につきましては、3 反を超える農地転用で、常設審議委員会付議事項となります。本年 2 月の総会にて取り決めいたしました、大規模な転用案件については、申請者に説明を求めることとしております。

申請者、〇〇氏におかれましては、この要請に応じてお越しいただいております。〇〇氏の入室をお願いいたします。

(申請者入室)

議長 議案番号第 82 号について、まず、事務局から説明を行い、続いて地元委員の補足説明を行います。その後、質問や補足説明等あれば〇〇様から発言をお願いいたします。事務局からお願いします。

事務局長 議案番号第 82 号です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分については、農用地区域内農地。

農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、6 ページから 7 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 5 月 1 日に事務局と現地確認を行いました。

今回は、不足しているラップロール置場及び駐車場を目的とする申請です。2 月の農地パトロール時に現地を確認していただきました農地になります。申請人は、農業振興地域の除外の手続き中に農地転用許可を受けたものと誤認されて、昨年末

に一部を造成されましたが、誤認であることを伝えてすぐに工事を中止され、今回の申請となりました。

農業用施設であり周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地所有者、耕作者から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
〇〇様、補足説明等あれば説明をお願いします。

申請者 今、言われたとおりで特に補足はありません。

議長 ありがとうございます。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。この件に関しまして、〇〇さんの自分の家の屋敷の中でローンを積んだりされていまして。それで時々、道路に車が出たり入ったりして、そこがちょうど小学校や中学校の通学路になっていて、ちょうど四つ角になって信号待ちで子供達が止まるわけです。

その時子供たちは、〇〇さんの屋敷の中にお世話になって、信号待ちをしていたわけで、もし事故でもあったら大変だなと思いながら聞いたら、ローン置場を移動しようと思っているとは、話されていまして。

将来のことを考えて、ここらへんは車も全然通らないし、子供たちも通らないので安全なわけです。以上です。

議長 ほかにないでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。〇〇様は、退席をお願いします。

(申請者退室)

議長 それでは、議案番号第 82 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 82 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝議案番号第 83 号＝

議長 続きます。3.「農地法第5条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第83号。この案件につきましても、3反を超える農地転用で、常設審議委員会付議事項となります。

当該案件の施設設計者である〇〇設計事務所におかれては、この要請に応じてお越しいただいております。

〇〇氏の入室をお願いします。

(説明者入室)

議長 議案番号第83号について、まず、事務局から説明を行い、続いて地元委員の補足説明を行います。その後、質問や補足等あれば〇〇様から発言をお願いいたします。

事務局長 議案4ページ、議案番号第83号。

権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第3種農地。

農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8ページから9ページをご覧ください。

また、この事業計画について、補足説明を〇〇からいたします。

事務局 今回の事業の概要について、若干、お話をさせていただきたいと思っております。

現在、〇〇外科さんにつきましては、〇〇中学校の前に、病院を構えられて診療等をなされていますけれども、現在、車社会のため、現在の場所では、なかなか駐車場が足りず深刻な状況であるということでした。

また、今回、病院等を移設するにあたり、現在の病院の従事者も30名いらっしゃるということですが、今後、患者数も増加しているということで、50名程度の職員を配置すると計画を現在、持っています。

今回、この申請地を選定された理由としましては、県道に隣接している。西のほうに〇〇の近くでもあるということで、国が現在定めている病診連携、診診連携を行いながら、患者さんの利便性の向上、サービスの向上を図りたいと考えられております。

また、外来の患者数につきましても、1日あたり150名程度から200名程度に増えてくると想定をなされております〇〇外科につきましては、リハビリ等を行う時

間もかかるということで、駐車場もそれなりの広い面積を持たなければならないと計画をなされております。

現在、図面のほうにあるように、駐車場につきましては、107台の計画をなされておりますけれども、職員駐車場ということで、約50台、納入業者関係が7台、外来の駐車場ということで50台を計画なされております。駐車場の面積が約16aということでなっておりますけれども、駐車場のスペースも患者さんのことを考えられて、スペースの幅を3mということで、患者さん等がスムーズに駐車できるように、ここも配慮をなされております。

病院等の事業計画等、事務局として審査をしたなかで、妥当ということで、今回、上程をさせていただいております。

補足になります。以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として4月28日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、〇〇中学校前の〇〇外科が患者数の増加等に伴い、移転を計画されているものです。譲受者は、〇〇外科の医院長であります。個人で診療所、木工作業棟、緑地、駐車場を整備され、〇〇外科を運営されている医療法人に貸し出しされる計画となっております。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地所有者、耕作者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。〇〇様、補足等あれば説明をお願いします。

説明者 私の方が造成の設計とかを担当しております〇〇と申します。

造成の概要でございますけれども、今の田んぼ面から、約1m程度、一番高いところで1m程度造成ということ。これは、建築の設計士のほうで、水害の状況を踏まえまして、床面まで上がってこない程度の造成ということで、その高さになっております。

北側と東側が道路でございます。北側の道路は、現状の幅のままで、東側の道路は2mほど拡幅して、拡幅した分は、概ね歩道と考えております。

入り口に関してでございますけれども、敷地の入り口は、南側の県道から、県道沿いに土地改良の三面水路が入ってまして、そこを一部ボックスにして、10m幅の進入路を設置すると、それと、東側に関しては12mの進入路を確保すると、北側に関しましては、地元説明会で、北側からなるべく入らないようにしてくれというようなことございましたので、緊急の場合は解放しますが、それ以外は、チェー

ンで塞いでおくと、幅、一応 7mですが、有効 6mぐらいの入り口ということで、緊急用の入り口ということで確保しております。

それと、施設でございますけれども、みなさんご存じのように、〇〇外科ということで、整形外科を営んでおられますけれども、その移転ということでございますが、2階に関しましては、フィットネスということで、リハビリを兼ねたフィットネス。それと、一般の方も一応会員制ということで、受け入れるという状況でございますので、駐車場もある程度余裕がある程度で確保をしております。

造成に関しましては、以上でございます。

議長 ありがとうございます。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 お尋ねですが、通路、その他というのが、約 70%を占めておりますが、通路はわかりますが、その他は何ですか。

説明者 その他というのは、植栽とかそういう所を含めての数字でございます。

○番 貸緑地というのが、448 m<sup>2</sup>ありますよね。別枠で 448 m<sup>2</sup>の緑地があつて、また、その植栽というか、なかの入り口とか周囲とかに、緑地のほかにされるという話ですか。通路はわかりますよね、車が行ったり来たりしないといけないので、当然必要かと思えますけれども、その他のなかは具体的にはないと言われているので、設計業者さんですから、その辺については、すべて承知をしているわけではないと言われれば、それまでですが、通路、その他が、申請地の約 70%にあたるということで、ちょっとお尋ねをしたところでございます。

説明者 駐車場というのは、基本的に 3mの 5mで計算しています。もちろん、駐車場から境界の間というのも、1mぐらいは空けたりしますし、周囲には、側溝とか入ってきます。その他に関しては、そういう所が入っています。

○番 これは、補助金が入りますか。まったく入らないですか。

説明者 入りません。

○番 自己資金ですね。

説明者 はい。

○番 それでしたら大丈夫ですが、交付金が入れば、建ぺい率から言えば、たぶん、認められないのではないかなという部分がありますが、自己資金であれば、制約はかからないと思います。わかりました。



事務局 あと、その他のところには、町道の拡幅分も含まれると思いますので、よろしく  
お願いします。

○番 ここのグランドレベルハイは、図面に書いてないですが、どれくらいですか。

説明者 平面図は、お手元にご覧いただけますか。

平面図に書いてありますが、右下のところに、水色の数字は現状高と、いわゆる  
グランドハイですね。それと計画高は、緑で、ということで書いておりますけれど  
も。

事務局長 すみません。お手元にお配りしているのは、白黒なので、カラーではございませ  
んの。

説明者 どういう説明したらいいですか。

○番 簡単に言いますと、今の造成しない時の高さ。

説明者 高さを言いますね。GL値ということで、横断歩道あたりが、10mに仮定した場  
合に、田んぼ面が9m55。横断歩道よりも45cm下がっているということです。計  
画高は、敷地の中央部、だいたい建物が建つ部分ですが、これが、10m55。だから、  
田面より一番高いところで1mになります。

○番 なぜ質問したかという、すぐ、水に浸かると言われたので、だいたい1mくらい  
盛土した場合、田んぼの盛土をした所をみれば、家の近くは、すぐ下がるので、  
共下がりするわけです。共下がりした時の地主さんたちに対して、元の形状に戻  
すとか、そこら辺のところまでは、考えてないですか。

説明者 そこは想定していません。

○番 いっぺんに盛った場合、ここらへんは、ドスンとそこだけ下がればいいけど、周  
りも引き込んで下がるので、そのあと、下がったところの田んぼの均平をして、表  
土を戻してやるとかの対策を10年くらいは見ないといけないかなと思っていたの  
で。

説明者 そこらへんは、同意の段階で、その話は、出てきていないので、造成する時にそ  
ういう話が出てきたら、それは、臨機応変に対応したいと思います。

○番 そうしてください。

説明者 それは、お隣の田んぼの方との話ですから。

○番 よろしく申し上げます。以上です。

説明者 追加での説明ですが、南側の三面水路がございますけれども、そこは、かまちが入ってしまして、三面水路というかかまちになってしまして、これは、〇〇委員さんのほうから、埋めるところの対面については、後々の清掃面とか、そういうことで、下をコンクリートで塗ってくれと、これは、〇〇薬局さんもそういうふうにしてもらっているからということでございましたので、それは、承っています。

議長 ほかにないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。〇〇様の退席をお願いします。

(説明者退室)

議長 議案番号第 83 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 83 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 84 号＝

議長 続きまして、議案番号第 84 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 84 号。

権利の種類は、使用貸借権設定です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、10 ページから 11 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。  
地元農業委員として4月27日に事務局と現地確認を行いました。  
この件につきましては、息子さん夫婦の住宅を自宅のすぐ前に作るというものです。  
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接する土地所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。  
なお、以前から、農業用資材置場、農業用機械置場として無断で転用されていたことについては十分指導しております。  
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第84号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第84号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第85号＝

議長 続きまして、議案番号第85号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第85号、議案書5ページ。  
権利の種類は、所有権移転、贈与です。  
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。  
なお、田んぼにつきましては、4月の総会にて報告済でございます。  
農地区分は、第1種農地。  
農地区分の該当事項は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、12 ページから 13 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。  
地元農業委員として 3 月 16 日に事務局と現地確認を行いました。  
今回の転用は、農業用資材置場及び駐車場の申請です。  
譲受人は周辺農地の所有者であり、区長、生産組合長からも同意を得られていることから転用はやむを得ないと判断いたします。  
なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。  
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これにつきまして、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 85 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 85 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝ 議案番号第 86 号 ＝

議長 続きまして、4. 議案番号第 86 号「令和 5 年白石町農用地利用集積計画 (5 号) の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第86号の「農用地利用集積計画 (5号) の承認決定について」ご説明いたします。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は9件となっております。  
詳細は1ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。

2ページから4ページに相對での設定が24件、5ページから11ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が73件、合わせて97件の計画が提出されており、賃借権設定が84件、使用賃借権設定が13件となっています。

区分の内訳として新規が58件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが23件ありました。再設定は16件でした。

今回の利用権の総面積は573,510㎡です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが21件、会社法人によるものが3件、農地中間管理機構によるものが73件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たすものとして、106件とも承認が相当と判断いたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。  
所有権移転について審議します。  
これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 86 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 86 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続いて、利用権設定について審議します。  
これについては、議事参与の制限がございます。  
○番、○○委員、○番、○○委員、○番、○○委員については、該当する整理番号で発言を控えていただきます。  
質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 86 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 86 号（利用権設定）につ

いては、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

---

＝議案番号第 87 号 ～ 議案番号第 93 号＝

議長 続きまして 5.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 87 号から議案番号第 91 号及び農地の借受希望、議案番号第 92 号から議案番号第 93 号、続けて事務局に説明を求めます。

事務局長 ご説明いたします。議案書 6 ページ。

まず、農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 87 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、佐賀市の〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、14 ページから 15 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 88 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、佐賀市の〇〇氏です。

申請理由は、病気のための農地処分でございます。

議案の位置図は、16 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 89 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、沖清の〇〇氏です。

申請理由は、農地集約のための農地処分でございます。

議案の位置図は、17 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 90 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、中央の〇〇氏です。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案の位置図は、18 ページをご覧ください。

議案番号第 91 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、中央の〇〇氏です。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案の位置図は、19 ページをご覧ください。

続きまして、農地の借受希望です。

議案書 7 ページ、議案番号第 92 号。

あっせん申出者は、武雄市の〇〇氏です。

申請理由は、新規就農者であり、作付け作目はトマトを予定されています。

希望は、須古地区の 50a 以内の農地で、耐候性ハウス建設のために長期間の賃貸借契約が可能である農地を希望です。

議案番号第 93 号。

あっせん申出者は、東六府方区の〇〇氏です。

申請理由は、賃借していた農地が売買となり、経営面積維持のため、希望は、福富代行干拓の農地で、作付け作目は、玉葱です。

以上、議案第 87 号から議案第 93 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業、実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますので、議案番号第 87 号から議案第 93 号まで、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一人のあっせん委員の番号とご氏名をお願いすることになります。

以上で説明を終わります。ご審議がたよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 87 号から議案番号第 93 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 87 号。

委員 〇番 〇〇委員、 〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 88 号。

委員 〇番 〇〇委員、 〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 89 号。

委員 〇番 〇〇委員、 〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 90 号。

委員 ○番 ○○委員、 ○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 91 号。

委員 ○番 ○○委員、 ○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 92 号。

委員 ○番 ○○委員、 ○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 93 号。

委員 ○番 ○○委員、 ○番 ○○委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 87 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 88 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 89 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 90 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 91 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 92 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 93 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 議案書に書いておりますけど、議案番号第 87 号は○○、議案番号第 88 号は○  
○、議案番号第 89 号は○○、議案番号第 90 号は○○、議案番号第 91 号も○○、  
議案番号第 92 号は○○、議案番号第 93 号は○○。

連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

---

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

1 合意解約の報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして業務連絡に入ります。事務局より業務連絡  
をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

(令和 5 年 第 6 回農業委員会総会の日時及び場所)



- 1 日時・場所 … 令和5年6月5日（月）9時00分 白石町役場3階大会議室
- 2 その他 … 農業経営意向アンケートの実施とタブレット貸与について  
令和4年度農業者年金加入推進功労者表彰受賞について

議長        それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻    午前10時39分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員